

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告のポイント

◎ 月例給、ボーナスともに引上げ

- 県内民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、給料表の水準を引上げ
- 県内民間の支給状況を踏まえ、ボーナスを引上げ、勤勉手当に配分（4.30月分 → 4.35月分 / +0.05月分）

（参考） 人事院勧告：官民較差（0.16%）、俸給表の水準を引上げ。ボーナスを引上げ（4.40月分→4.45月分/+0.05月分）、勤勉手当に配分。

I 給与関係

1 職員給与と民間給与との比較

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所550のうち、無作為に抽出した154事業所について、職種別民間給与実態調査を実施

(1) 月例給

県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与について、給与決定要素（職種、職位、学歴、年齢）を同じくする者同士を比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差	
		(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
377,581 円	377,223 円 (375,744 円)	358 円 (1,837 円)	0.09 % (0.49 %)

※ 職員給与は、行政職給料表適用者で平均年齢は43.5歳

※ () 内は特例条例による管理職手当の減額措置後の数値

(2) ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 (A)	職員の支給月数 (B)	差 (A) - (B)
4.36 月分	4.30 月分	0.06 月分

2 給与改定の内容

(1) 給料表

ア 行政職給料表

- 人事院が勧告した俸給表に準じたうえで、公民較差を考慮した水準に調整
- 現行の給料表から、初任給を1,500円引上げ、若年層については1,000円程度、その他は200円、管理職層は100円を基本に引上げ改定（平均改定率0.1%）
- ※ 人事院勧告の内容（行政職俸給表(一)）
初任給は1,500円、若年層は1,000円程度、その他は400円を基本に引上げ改定（平均改定率0.2%）

イ その他の給料表

- 医療職給料表(1)を除く給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定（平均改定率0.1～0.2%）
- 医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定（平均改定率0.2%）

(2) 諸手当

ア 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当

人事院が勧告した内容に準じて改定

- ※ 人事院勧告の内容
 - ・ 医療職俸給表(一)適用職員に対する支給月額を500円引上げ（414,300円→414,800円）
 - ・ 上記以外の職員に対する支給月額を100円引上げ（50,700円→50,800円）

イ 宿日直手当

人事院が勧告した内容（常直勤務に係るものを除く。）に準じて改定

- ※ 人事院勧告の内容
 - ・ 通常の宿日直勤務に係る支給額の限度を200円引上げ（4,200円→4,400円）
 - ・ 特殊な業務を主とする宿日直勤務に係る支給額の限度を200円引上げ（7,200円→7,400円）
 - ・ 医師及び歯科医師の宿日直勤務に係る支給額の限度を1,000円引上げ（20,000円→21,000円）
 - ・ 常直勤務に係る支給月額を1,000円引上げ（21,000円→22,000円）

ウ 期末・勤勉手当

- 県内民間の支給状況との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引上げ（4.30月分 → 4.35月分）
- 引上げ分については、勤勉手当に配分
 - ◇ 一般の職員の場合の支給月数

		6月期	12月期
平成30年度	期末手当	1.2 月（支給済み）	1.35 月（改定なし）
	勤勉手当	0.875月（支給済み）	0.925月（現行0.875月）
平成31年度	期末手当	1.275月	1.275月
以降	勤勉手当	0.9 月	0.9 月

※ 平成31年度以降は、6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数を平準化

(3) 実施時期

- 平成30年4月1日
- 平成31年度以降の期末・勤勉手当は、平成31年4月1日

Ⅱ 人事管理関係

1 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

- 労働基準法の改正を踏まえ、時間外勤務の上限規制について検討を行うことが必要
※ 時間外勤務の上限規制（罰則新設）〔改正労働基準法 平成31年4月1日施行〕
原則：月45時間以内及び年360時間以内
特例（新設）：年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、2～6か月平均80時間以内（休日労働含む）
- 時間外勤務の縮減に向け、職場におけるマネジメントの徹底や業務の見直し等の取組みを推進することが必要
- 労働安全衛生法令の改正を踏まえ、職員への医師による面接指導及び職員の勤務時間の把握について、適切に対応することが必要
※ 労働者の健康確保措置〔改正労働安全衛生法 平成31年4月1日施行〕
医師による面接指導：月80時間超の時間外労働を行った者が申し出た場合に実施（改正前は100時間超）
勤務時間の把握：管理職を含む労働者について、客観的な方法等による勤務時間の把握を事業者に義務付け（新設）
- 年次有給休暇について、労働基準法の改正の趣旨を踏まえ、取得しやすい環境づくりに努めていくことが必要
※ 年5日の年次有給休暇の取得を企業に義務付け（新設）
- 学校においては、教職員の多忙化の解消に向け、業務の役割分担・適正化、勤務時間管理の徹底等の取組みを一層推進することが必要

(2) 仕事と生活の両立支援

育児や介護に係る支援制度の周知や職員の意識啓発に努めるなど、職員が仕事と生活の両立ができるよう支援していくことが必要

(3) 職員の健康づくりの推進

心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組みを、総合的に進めていくことが必要

(4) 過労死等防止対策大綱に基づく取組みの実施

本委員会が労働基準監督機関としての役割を十分果たすため、監督指導を徹底

(5) 会計年度任用職員制度の導入

臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保することを目的として改正された地方公務員法により創設された会計年度任用職員制度について、平成32年4月の法律の施行に向けた準備を進めることが必要

2 人材の確保及び育成

- 優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を図りながら、より効果的な対策を検討・実施していくことが必要
- 女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を十分考慮した人事管理に努めていくことが必要
- 人事評価の実施に当たり、制度の定着と信頼性を高める取組みを推進していくことが必要

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行った。本県としては、再任用制度を適切に運用するとともに、国家公務員の定年の段階的な引上げに係る検討状況について留意していくことが必要

《参考資料》

○ 改定内容（行政職）

	改定前	改定後	改定額 (改定率)	内 訳			平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
				給料月額	諸手当	はね返り分		
平成 30年度	377,223 円	377,581 円	358 円 (0.09%)	357 円 (0.09%)	- 円 (- %)	1 円 (0.00%)	43.5 歳	22.2 年
平成 29年度	367,695 円	367,985 円	290 円 (0.08%)	- 円 (- %)	290 円 (0.08%)	0 円 (0.00%)	43.5 歳	22.2 年

○ 平均年収（行政職）

	改 定 前	改 定 後	増 減 額
行政職平均 (43.5 歳)	6,183,000 円	6,208,000 円	25,000 円

○ 最近 10 年間の月例給の較差等の状況

年度	区分	公民較差		改定額 (円)	改定率 (%)
		額 (円)	率 (%)		
平成 30 年度		358	0.09	358	0.09
平成 29 年度		308	0.08	290	0.08
平成 28 年度		380	0.10	380	0.10
平成 27 年度		720	0.19	720	0.19
平成 26 年度		787	0.21	787	0.21
平成 25 年度		120	0.03	-	-
平成 24 年度		△49	△0.01	-	-
平成 23 年度		△74	△0.02	-	-
平成 22 年度		△1,209	△0.32	△1,201	△0.31
平成 21 年度		△3,741	△0.97	△1,966	△0.51

(注) 較差とは、民間給与から職員給与を差し引いたものである。

○ 最近 10 年間の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の状況（一般職員）

年度	区分	年間支給月数			前年との 増減月数
		期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計	
平成 30 年度※		2.55	1.80	4.35	0.05
平成 29 年度		2.55	1.75	4.30	0.10
平成 28 年度		2.55	1.65	4.20	0.10
平成 27 年度		2.55	1.55	4.10	0.15
平成 26 年度		2.55	1.40	3.95	0.20
平成 25 年度		2.55	1.20	3.75	0.00
平成 24 年度		2.55	1.20	3.75	0.00
平成 23 年度		2.55	1.20	3.75	0.00
平成 22 年度		2.55	1.20	3.75	△0.15
平成 21 年度		2.65	1.25	3.90	△0.30

※ 本年の勧告